

意見書

平成 24 年 1 月 23 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくどらのもん 東京都港区虎ノ門 2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

Mail

TEL

FAX

「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」答申（案）
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

このたびは、「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方 答申(案)」(以下「本答申案」)について、意見を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。弊社意見を以下の通り申し述べます。

【総論】

携帯電話サービスにおいては、スマートフォンやデータ通信サービスの普及等によりサービスの多様化が進み、純増の傾向にあります。また、全携帯電話事業者において、LTEサービスの開始を予定しており、通信の高速化・大容量化が進み、タブレットに代表される無線デバイスや法人利用のスマートフォンなどの新たな市場・需要が拡大することで、ネットワークレイヤーだけではなく上位レイヤーや下位レイヤーのプレイヤーを巻き込んだ多様なサービスが出現することが予想されます。従って、今後も携帯電話市場の純増傾向は続くことを前提として、総務省殿の政策において事業者が必要な電気通信番号を適時・適切に利用出来る環境を整備し、電気通信事業者の電気通信役務の円滑な提供を確保するために電気通信番号の枯渇の問題が生じないようにすべきと考えます。

番号枯渇対策としては、事業者による自主的な取組みとして、申請番号数を削減することや、番号指定方法の見直しにより申請番号数を削減することも考えられますが、携帯電話市場が純増傾向にある中では、番号申請の回数が年1回から年2回になるというように申請回数が増えるだけとなり、事業者負担が増大し円滑な電気通信役務の提供に支障をきたす恐れすらあります。そのため、このような対策は、番号枯渇の問題に対する抜本的な解決とはならないため、速やかに新たな番号帯を指定対象とすることが最も有効的な解決策になると考えます。したがって、新たに指定対象とする番号帯については、携帯電話への速やか且つ十分な番号帯域を確保頂くことを要望します。

なお、本答申案では新しい番号帯として070番号が挙げられ、指定するための条件として記載された、選択中継サービス、着信課金サービス、統一電話サービス、プリペイドサービス等に関する事業者としてのNW上におけるPHSと携帯電話との識別性の問題や、利用者としてのPHSと携帯電話の識別性の問題は、携帯電話事業者やPHS事業者だけで解決できるものではなく、固定電話事業者も含めた対応が必要になると考えられます。

よって、総務省殿の政策において、電気通信番号の枯渇の問題が生じないように、関係事業者間の調整状況もふまえつつ、迅速に新たな電気通信番号を指定できるための方策・道筋を示していただくことが必要と考えます。

章	具体的内容
はじめに	
第1章 携帯電話の電話番号の将来需要について	<p>■早期対応の要請</p> <p>「必要な番号容量・導入時期を早急に決定」(本答申案6頁)する考え方に賛同します。スマートフォンやデータ通信サービスの普及等によりサービスの多様化が進み、携帯電話サービスについては、純増傾向にあります。その上、各社でLTEサービスの開始を予定しているため、携帯電話の通信速度が向上し、タブレットに代表される無線デバイスや法人利用のスマートフォンなどの新たな市場・需要が拡大することで、さらに需要が増加しうる要素があります。これにより、予想している番号枯渇時期よりも早期に枯渇が生じるおそれもあります。</p> <p>そのため、指定対象となる番号数の拡大について、早期に対応することが必要と考えます。</p>
第2章 M2Mサービスへの専用番号の割当てについて	<p>■M2Mサービス需要予測</p> <p>「現時点においては、携帯電話を利用したM2Mサービスは、携帯電話の電話番号をそのまま用いており、需要の急激な需要は見込まれていない」(本答申案11頁)との考え方が示されていますが、LTEサービスの開始による携帯電話の通信速度の向上により、新たな需要・サービスが創出されることが予測される要因が存在するため、引き続き市場の動向を注視することが必要と考えます。</p>
第3章 携帯電話の電話番号の指定方法の変更等について	<p>(1) 携帯電話の電話番号の指定方法の変更について</p> <p>■解約率の見直し</p> <p>番号指定方法においては、既に指定を受けている番号数が考慮されます。当社は、後発の新興事業者であることから、既存の携帯電話事業者と比較して、顧客基盤において大きな格差を有するため、解約率の見直しの結果として、1度に指定をうける番号数が少なくなり、複数回の番号展開工事が必要となります。これにより、当社は他の事業者よりも多くの工事工程・費用が生じることとなります。</p>

		<p>その状況で、解約率の見直しという指定番号数を減らす施策において、当社のような新興事業者を形式的に同様に扱う場合、実際に生じる不利益は他事業者よりも大きいものとなります。</p> <p>そのため、指定する番号数を減らす施策においては、事業者の性質による実質的な影響度合いの違いを考慮すべきものと考えます。</p> <p>また、携帯電話市場は、純増傾向という状況にあり、解約率の見直しという1度の申請における指定番号数を減らす施策については、これまでよりも番号申請を行う頻度が多くなるだけであり、番号枯渇に対する抜本的な解決とはなりません。むしろ事業者の負担としては、かえって増大し円滑な電気通信役務の提供に支障をきたす恐れすらあります。</p> <p>そのため、新たな番号帯を早期に開放する施策を優先的に推進することが重要と考えます。</p>
	(2)090-0番号の携帯電話への開放について	<p>■090-0番号開放と番号指定方法の見直し</p> <p>「携帯電話の番号数の拡大策としては、090-0番号の開放よりも指定方法の変更を優先すべきである。」(本答申案14頁)との考え方が示されていますが、携帯電話の番号枯渇対策として070番号が本答申案で示されている事を踏まえれば、番号数指定方法を見直すことは必ずしも必要ではないと考えます。仮に070番号の指定が、枯渇が予想される平成26年初頭までに指定できない状況が発生した場合には、携帯電話市場が純増傾向である点を踏まえれば事業者への番号の指定数を抑制する方法より090-0を指定する選択肢のほうが、円滑な電気通信役務の提供につながると考えます。</p>
第4章 携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号の開放について	(1)新たな携帯電話の電話番号としての0A0番号の開放について	<p>■ネットワークへの影響</p> <p>「事業者ネットワークや電話端末に与える影響としては、携帯電話の電話番号として新たに020、030、040、050、060のいずれの0A0番号を開放したとしても、選択中継サービスや着信課金サービスなど、これまで携帯電話を090及び080番号として識別してきた交換機に改修が必要となる等のネットワークへの影響が生じる」(本答申案18頁)という点を070番号以外の0A0番号の開放を劣位に置く理由として挙げているようにも読めますが、ネットワークへの影響が生じる点については、070番号を指定した場合も同様で</p>

		<p>あるため、070番号を優先させる理由として妥当性がないものと考えます。そのため、その点を考慮した記載とすることを要望します。</p> <p>また、「いずれの0A0番号を開放したとしても、ネットワーク改修に伴う負担に大きな差は生じないものと考えられる」(本答申案19頁)との考え方については、070番号を指定した場合、固定系事業者からはPHSと携帯電話を交換機で識別する必要があるといった指摘もあり、他の0A0番号と比較して070番号固有に生じるネットワークの改修の問題もあります。</p> <p>よって、070番号の指定において他の0A0番号と比較してネットワーク改修に伴う負担に大きな差は生じないという記載ではなく、想定される影響は網羅的に記載した上で、070番号を指定した理由を明確化しておくことが適切と考えます。</p>
	<p>(2)070番号の開放に伴う事業者対応について</p>	<p>■070番号の識別性</p> <p>「携帯電話のサービスの中心が、スマートフォンの普及等により、高速・大容量のデータ通信サービスへと変わりつつあり、PHSは、高音質な音声サービスを低料金で提供するサービスを中心としているものの、PHSもデータ通信サービスを提供しており、利用者から見て、基本的なサービスに特段の違いは認められない。このため、両サービスを070番号で共用することによって、利用者利便への十分な配慮は必要となるものの、携帯電話とPHSの識別性が問題となる可能性は少ないと考えられる。」(答申案22頁)とありますが、PHSにおいては、SMS相互接続を行っていない点や070番号への発信に選択中継サービスが対応していない点等、識別性が問題となる場面が少ないとは考えられません。これらの問題を解決することは、利用者保護の観点からも重要な課題となりますので、総務省殿において注視していただくことを要望します。</p> <p>また、070番号の携帯電話への指定は、070-C桁でPHSと携帯電話を識別している固定電話事業者の対応などが必要となり、携帯電話事業者やPHS事業者だけで解決できるものではないため、総務省殿の政策において関係事業者間の調整状況もふまえつつ、平成26年度初頭を待たずに早期に対応できる環境を整えることができるよう、具体的な方策・道筋が示されるべきと考えます。</p>

	<p>(3)070番号の開放に伴う利用者保護について</p>	<p>■<u>電話番号による識別</u></p> <p>携帯電話かPHSかについて電話番号による識別が必要と考えている利用者も大半の利用者が070-Cで識別できればよいとの考え方が記されていますが、携帯電話とPHSとの間の番号ポータビリティを実施した場合、070-Cでの識別ができなくなり、利用者ニーズに反する点にも注視が必要と考えます。</p>
	<p>(4)070番号の開放の開始時期について</p>	<p>■<u>070番号開放にあたっての環境整備</u></p> <p>「遅くとも平成26年初頭までには070番号の共用が開始できるよう関係事業者間による準備や調整等を進めることが適当である。」(本答申案26頁)との考え方が示されていますが、利用者保護の観点からも多くの対処すべき課題があり、この解決にあたっては、多くの事業者の対応が必要となるため、070番号を指定するにあたって必要となる条件であるこれらの課題について、平成26年度初頭を待たずに早期に対応できる環境を整えることができるよう、具体的な方策・道筋が示されるべきと考えます。</p>
<p>第5章 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について</p>	<p>(1)携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について</p>	<p>■<u>通話定額サービス</u></p> <p>「PHSが特徴とする通話相手を問わない定額通話サービスの利用が増加すれば、携帯電話にも広がるなど、番号ポータビリティを利用しない利用者への間接的な便益が生じる可能性がある。」とありますが、この指摘はPHSの特徴ではなくサービス提供会社の料金戦略であること、かつ当社においても同等のサービスは提供しており定額通話サービスがPHSの特徴とまではいえないと考えます。また携帯電話各社からは多様な音声メニューが提供されており、PHSとの番号ポータビリティがなくとも移動体通信市場においては十分な競争が行われる環境にあり、既存のPHS事業者1社が番号ポータビリティに対応することが、料金競争につながるという指摘は必ずしもあたらないと考えます。</p> <p>■<u>災害</u></p> <p>「災害時等において音声サービスが繋がりがりやすいことを理由に、災害時等においてコミュニケーションの重要性から、PHSへの移転を希望する者にとってPHSを選択しやすい環境がもたらされると言える。」とありますが、PHSが技術的な側面で、携帯電話より災害</p>

		時のサービスの可用性が高いことを判断することは出来ないと考えます。また、携帯電話サービスにおいては、法令により停電時の対策として基地局に予備電源を設けることが要求されていますが、PHSサービスには該当がなく、むしろ携帯電話の方が、災害耐性があることが法令上で確保されているともいえると考えます。
	(2) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う事業者対応について	
	(3) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う利用者保護について	
	(4) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入による公正競争の確保について	<p>■PHSとの番号ポータビリティの実施事業者</p> <p>携帯電話とPHSとのサービス差分の解消については、多くの課題が存在しますが、関係事業者間の協議を通じて、利用者の利便性を確保しつつ課題が解決できることを前提にした場合であれば、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入については、全社一斉とすることが公正競争の確保に資するものと考えます。</p>
	(5) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期について	<p>■PHSとの番号ポータビリティの導入時期</p> <p>「携帯電話の電話番号の不足に備えて行う070開放と利用者利便の向上等の観点から行う番号ポータビリティの導入は、事業者によるネットワーク改修の点において重複する点も多いものの、利用者保護に係る周知や識別の仕組みの導入等、確認すべき点も別途あることから、電話番号の不足を解消するために早期に実施すべき070番号の導入時期とは、必ずしも同時に行うべきとする必要性はないと考えられる」(本答申案50頁)という点については、携帯電話の番号枯渇対応としての携帯電話への070番号の指定と、PHSと利用者利便の向上と競争環境の進展を見込んだPHSと携帯電話とのMNPは全く目的が異なる政策であるため、070の番号指定とPHSと携帯電話とのMNPを必ずしも同時に行う必要性はないとする答申案の考え方に賛同します。</p> <p>また、PHSとのMNPが実現する場合には、070-C桁での識別も不能となり、PHSと</p>

		<p>携帯電話との識別性は完全になくなるため、本答申案にあるように携帯電話とPHSとのサービスの間には選択中継サービスの対応状況、SMS相互接続の対応状況等、サービス差分が存在することから、これらのサービス差分解消をPHSとのMNP実施の条件とした答申案の考え方は適切であり、利用者保護に資するものと考えます。</p> <p>そのため、導入時期の目途として記載されている「平成26年度内の導入を目指し、必要な事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当である。」(本答申案51頁)という点については、現時点では今後関係事業者間の調整状況もふまえてつづいていくまでも政策としての目途とすべきであり、利用者保護の観点から、導入時期よりもサービス差分の解消という条件をみだすことを重視すべきものと考えます。</p>
<p>第6章電気通信番号の指定要件の在り方について</p>		<p>■指定要件の緩和</p> <p>以下の理由から、「一の事業者の網を介した間接接続による電話番号の指定を可能とすることが適当である。」(本答申案53頁)との答申案の考え方は適切であり賛同します。</p> <p>間接接続であっても十分な通信品質の確保を図ることが可能であり、制度的にも、技術基準適合自己確認において、通信役務の品質の適正性等が要求されており、中継する事業者において技術基準適合自己確認等の総務省殿が定める規律を遵守していれば、品質劣化や遅延等の技術的な問題は一切生じえず番号の指定要件に物理的な接続形態を指定する必要性はもはや存在しないものと考えます。</p> <p>むしろ、間接接続を認めることにより、一般的に地域的にサービスを提供している事業者や立ち上がり期の事業者にとっては、サービス展開を早期に実現できることや、ネットワークの接続に係るコストの低減化が利用者料金の低廉化などにつながるというメリットがあると考えます。</p>
<p>おわりに</p>		

以上